

はたらきかた 改革通信 2023

No. 5

長野県教育委員会義務教育課 発行
2023.9.11

教職員の多様な働き方 ～時差勤務導入の実践から～

第3回働き方改革検討会議が、8月24日(木)にオンラインで開催されました。今回は、テーマを大きく変え「教職員の多様な働き方改革～時差勤務導入などの実践から～」としました。時差勤務は、市町村教育委員会が主体となって導入に向けて規則等を整備しているところもあり、県内でもいくつかの学校で、取組が進められています。また、横浜市では、早い時期から市内の小中学校で導入を進めてきており、その様子をお聞きすることができました。発表をいただいた県内2校と、横浜市教育委員会の取組を、以下にご紹介します。まだ県内では、導入している学校は少数ですが、この通信を見て時差勤務に興味や関心をもていただければ幸いです。発表校の様子をもう少し詳しく教えてほしい、などの要望がありましたら、県教育委員会義務教育課までご連絡ください。

御代田町立御代田南小学校の取組(個人で利用)

御代田町では、令和元年度から、町の働き方改革を進めていく一環として、学校職員の勤務時間に関する規程を定め、町内の小中学校に周知をしていた。御代田南小学校では、ある先生から、お子さんの小学校進学に伴って早く帰宅をしなければならない、という申し出があったため、校長先生は、町の規程に基づいて時差勤務を導入してみようと考えた。

(1) A先生の利用状況(長男:小学生、長女:保育園児)

利用開始のきっかけ:長男が小学校入学に伴い、帰宅が早くなったため。

利用状況:保育園までは最長7時まで長時間保育が可能だったが、小学校は15時過ぎには下校となった。長女がいることで利用開始した時差勤務を利用し、16時に退勤。保育園お迎え後帰宅し、長男との時間にも使っている。

利用期間:令和4年度～5年度の2年間利用。→御代田町の定めた規則の中に「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」となっているため。

利用時間:7:30に出勤、16:00に退勤

(2) 利用してみたの感想



16時に退勤できることで安心して働けます。子どもの学校の予定で昼過ぎには下校となったり、急に体調を崩して夫と交代で看病したりするときには、いつもより早く帰って長男や下の娘の面倒をみるができるようになりました。

岡谷市立神明小学校の取組(職員全体で利用)

令和3年度に岡谷市教育委員会が制定した時差勤務実施要領に基づき、職員の労働生産性の向上と健康の維持及び福祉の増進、ワークライフバランスを実現するため、神明小学校では、令和4年度より時差勤務の導入を決める。

(1) 利用方法と利用状況

・以下の7つの区分から職員が選択をし、2週間前までに校長先生に申請をする。

A勤務【7:15～15:45】 B勤務【7:30～16:00】 C勤務【7:45～16:15】 D勤務【8:00～16:30】

X勤務【9:00～17:30】 Y勤務【9:30～18:00】 Z勤務【10:00～18:30】

(2) 利用状況と利用してみたの感想

- ・令和5年度は8月現在 82%の職員が活用（県費本務者 22 名中 18 名が活用）
- ・夏休み中の活用はのべ 62 回。

子供の習い事への送迎のため、夕方早く帰宅するため【A勤務】を選択し記入

学級名	横浜市立神奈川小学校		職名	氏名	勤務時間	事由
決 算	年 月 日	勤務時間	勤務時間	勤務時間	勤務時間	事由
校務	教務		区分	開始時間	終了時間	事由
			(記入欄)			(記入欄)

- 【事由の区分】を以下から選択し記入
- ①授業の時間割や校務の日程に応じた柔軟な勤務のため
 - ②子供又は介護者の送迎のため
 - ③夏期休暇に伴うサマータイム
 - ④部活動、補習、研修又は会議のため
 - ⑤心身のリフレッシュのため
 - ⑥通院のため
 - ⑦その他



- ・定期的に行く病院の受診ができます。通院の予約も入れられます。
- ・仕事を忘れ、仕事と距離を取る時間を多く生み出すことができました。

教師自身が自分の時間をもつことで、生活にゆとりが生まれ、自身の生活の質を高めていくことができます。これが仕事の生産性の向上にもつながっていくのではないかと考えます。(管理職)

横浜市教育委員会の取組

横浜市では、「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン(平成30年3月策定)」に掲げた4つの戦略に基づき、働き方改革に資する施策を総合的・全市的に推進し、現在は教育基本法に基づく第4期横浜市教育振興基本計画にプランを内包して、教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革を推進している。業務改善の取組の一つとして、時差勤務制度を創設し、すべての職員がいきいきと働き続けることのできる職場環境づくりを目指している。

(1) 導入校の推移 H30年度(指定校小29校, 中19校, 特支1校)→H31年度(小中義特すべての学校で施行実施)

R2年度(対象校に高校9校を追加)→R3年度(本格実施) ※H30~R2は試行として実施

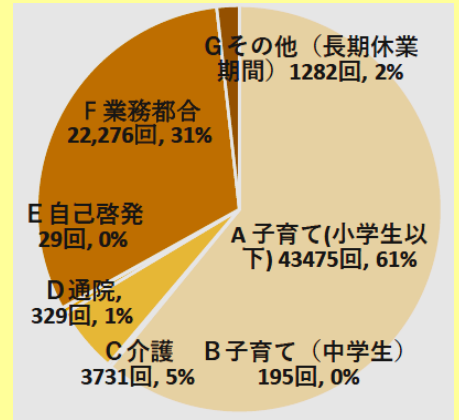
(2) 勤務時間 7:00~15:30……10:00~18:30の間で、
15分刻みでずらした勤務時間とする。
(原則2日前までに学校長に申請)

(3) 利用実績(令和4年度暫定値)

子育てや介護等の事情がある教職員など、計370校、1,165人が利用

(4) 学校現場の声

- ・朝の出勤時間を15分遅らせることで、子どもの送迎に精神的、時間的な余裕が生まれた。
- ・登校指導や部活動の朝練がある日は、予め始業時刻を早めることで、効率的な働き方となった。



検討委員の皆様からは、「時差勤務やフレックスタイム導入が先生方のワークライフバランスがよくなっていくことにつながっていくことが大切。発表校の様子から、先生方が取得しやすい工夫がされていることがよく伝わってきた。」「時差勤務やフレックスタイム導入によって、チーム(職員)全体のコミュニケーションが不足し、生産性が落ちないようにしたい。」「小規模校では、代わりに入る先生がいないため、導入は難しい。また、夕方の部活動指導に職員が対応できなくなるなどの課題も考えられる。」などのご意見をいただきました。

発表していただいた学校と自治体では、先生方の納得感が得られるように、課題を共有し、時間をかけて丁寧に仕組みを考えながら導入につなげてきた様子がうかがえました。また、発表校のように、導入の形態は様々あり、学校の実情に合わせて、始めやすい形からスタートさせると、定着につながっていくのではないかと感じました。

次回の検討会議は以下のとおり「はたらきかた改革通信 No.6」でご報告します。

・第4回働き方改革検討会議 9月21日(木) 9:30~11:00

テーマ 「働き方改革への提言」 検討委員の妹尾先生、町支先生よりご提言等をいただく予定です。